

【保存版】

重 要

大切に保管してください

## 山口県獣医学生修学資金貸付の手引き

～ 山口県では、個性豊かな若者達を求めています ～

山 口 県

### 【 修学資金の目的 】

この制度は、将来、山口県内で活躍しようと志している獣医学を専攻する学生に対して、必要な資金をお貸しし、県内就業を支援することを目的としています。

### 【 対象となる人 】

獣医系大学で、獣医学を専攻し、又は専攻しようとする人で、将来、山口県庁又は県内の家畜診療施設等（対象機関）で獣医師としての業務に従事しようとする人。

対象機関：県の機関、農業共済組合、農協等

※ ただし、ペット（犬、猫等）の診療を主体とする人は除きます。

### 【 貸付額等 】

- 1 貸付額 国立大学 毎月10万円  
私立大学 毎月18万円
- 2 貸付期間 貸付け決定月から、最短（標準）修業年限で大学を卒業する月

### 【 申し込み方法 】

毎年度の募集に対して、次に掲げる書類を提出期限までに山口県へ提出して下さい。

#### 1 提出書類

- (1) 獣医学生修学資金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 学業成績表（新入生にあっては、在学証明書又は入学許可書）
- (3) 履歴書（別紙1）、健康診断書および住民票
- (4) 大学の学長又は学部長の推薦書（第2号様式）

#### 2 提出期限 別途ホームページ等で公開

#### 3 申請書の請求および提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県農林水産部畜産振興課 (TEL083-933-3434)

### 【 貸付の決定等 】

- 1 申請書を審査のうえ貸付け対象に決定した者（以下「修学生」という。）には、その旨を書面により本人に通知します。
- 2 修学生に決定した場合は、直ちに当該年度分に係る獣医修学資金交付申請書に保証書を添えて提出して下さい。  
保証書の連帯保証人は2人とし、それぞれ一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければなりません。保証人のうちの一人は、修学生の父又は母を充てることができます。
- 3 前年度に引き続き修学資金の交付を受けようとする者は、毎年3月末までに翌年度分に係る獣医修学資金交付申請書に保証書を添えて知事に提出して下さい。
- 4 貸付が決定した場合、修学資金を毎月修学生の指定する口座に、振込みます。

### 【 貸付けの取り消し等 】

- 1 次のいずれかに該当する場合、修学資金の貸付けを取り消すことがあります。
  - (1) 退学したとき、1年を越える期間の休学又は停学の処分を受けたとき。
  - (2) 心身の故障のために修学の見込みがなくなると認められたとき。
  - (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
  - (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
  - (5) 死亡したとき。
  - (6) 貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 修学資金の貸付けを取り消した場合、直ちにその旨を書面により本人及び連帯保証人に通知します。
- 3 修学生が休学又は停学した場合（1年を超えない期間）は休学又は停学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行いません。  
この場合、既に貸付けられた修学資金があるときは、復学した日の属する月以後の月の分として前もって貸付けられたものとみなします。
- 4 期限内に学業成績表及び健康診断書等の提出がない場合は、修学資金の貸付を一時保留することがあります。

### 【 返 還 】

この獣医修学資金は、大学を卒業後2年以内に獣医師免許を取得し、直ちに山口県の機関等で獣医師としての業務に従事し、貸付期間の1.5倍の期間勤務した場合、原則として返還の必要はありません。（この期間が5年に満たないときは5年とする）

ただし、次のいずれかに該当した場合、既に貸付られた獣医修学資金を、返還事由が発生した日から3か月以内に、年利9%の利子を加算し返還しなくてはなりません（正当な理由がなくて返還すべき日までに返還しない場合は延滞利息年利14.5%が生じます）。

- 1 修学資金の貸付を取り消されたとき。
- 2 大学を卒業した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- 3 大学を卒業した後、死亡したとき。（免除される場合があります。）
- 4 山口県庁又は県内の家畜診療施設等で獣医師として業務に従事しなくなったとき（全部又は一部免除される場合があります）。
- 5 獣医師免許取得後、直ちに県の機関等で獣医師として業務に従事しなかったとき。

### 【 返還の猶予 】

修学資金の貸付を受けた者が、災害、疾病、その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、返還が猶予されます。

この場合、獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書の提出が必要です。

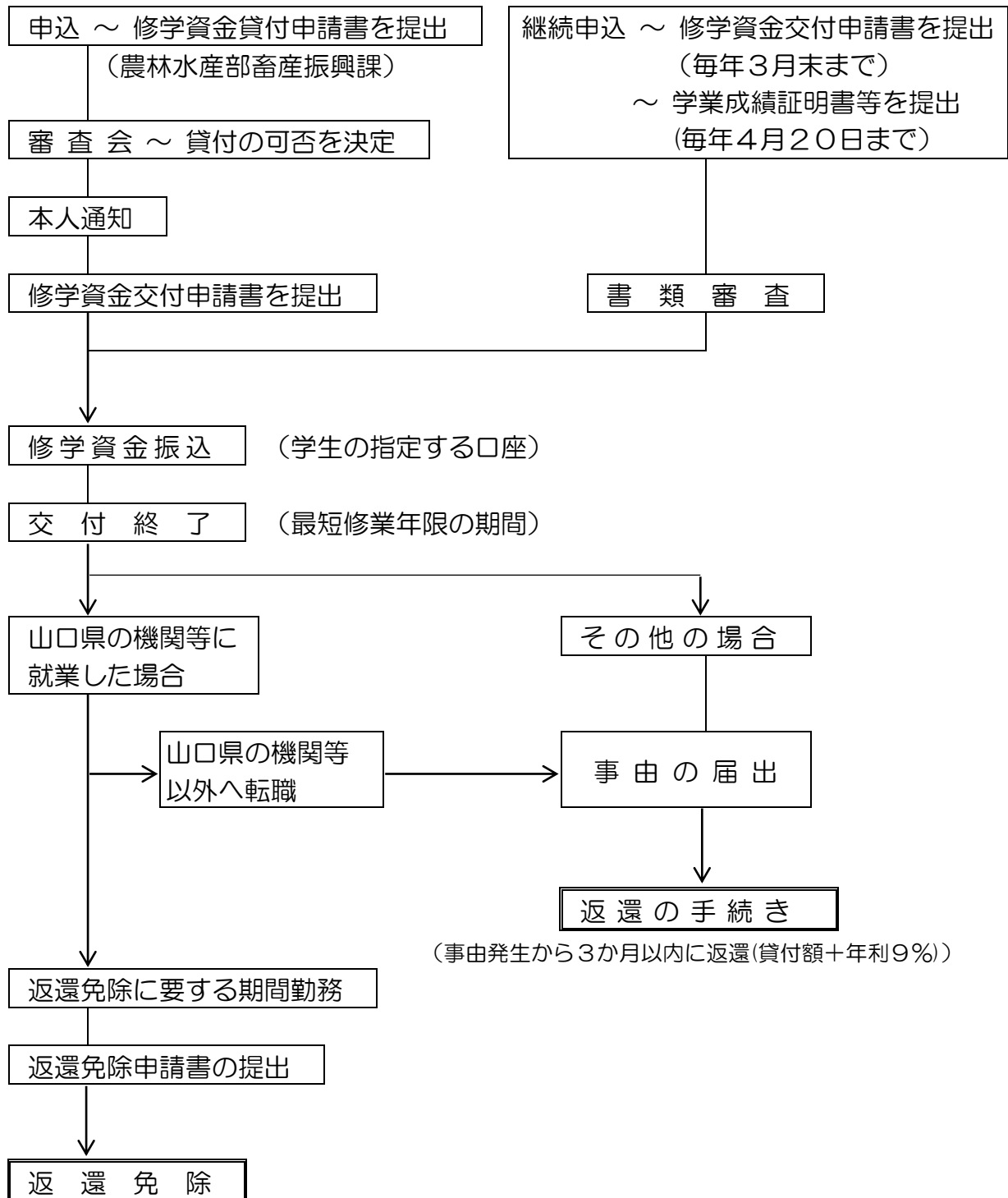
### 【 その他 】

修学生であることは、直ちに山口県職員への採用が保証されたものではありませんので、山口県職員となる場合は、採用試験を受けなければなりません。

# 修学資金の貸付から返還まで

## 【 新規貸付申込 】

## 【 継続貸付申込 】



## 【 問 い 合 わ せ 先 】

農林水産部畜産振興課 (TEL 083-933-3434 FAX 083-933-3449)  
環境生活部生活衛生課 (TEL 083-933-2974 FAX 083-933-3079)